



# 三重県公報

令和4年1月28日 (金)

第 281 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
41	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康推進課)	2
42	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	2
43	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	3
44	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	3
45	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	3
<b>公 告</b>			
	新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施	(感染症対策課)	4
	同件	(同)	5
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	農用地利用配分計画の認可	(担い手支援課)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	7
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	8
	同件	(同)	8
<b>特定調達公告</b>			
	落札者を決定した旨	(健康推進課)	8
	一般競争入札を行う旨	(企業庁)	9

告 示
-----

**三重県告示第 41 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 4 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	神田小児科	伊勢市河崎一丁目 12 番 12 号	令和 4 年 1 月 1 日
薬局	健やか薬局 芸濃インター店	津市高野尾町 1987 番地 76	令和 4 年 1 月 1 日
薬局	アクア薬局 京町店	松阪市京町 173-5	令和 4 年 1 月 1 日
訪問看護	アクア訪問看護ステーション	松阪市内五曲町 22	令和 4 年 1 月 1 日

**三重県告示第 42 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 1 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ伊賀上野店

伊賀市久米町字大坪 687 番 1 ほか

## 2 伊賀市から聴取した意見

## (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

事業地南側の市道久米桑町線と一体となる申請者所有地内の私道部（民地拡張部）において事故等が発生した場合の対応処理については、設置者の責において解決すること。また、市道部と私道部を跨ぎ事故等が発生した場合の対応処理については、市と協議し、誠実な対応を行うこと。

当該市道は交通量が多く、他の店舗も沿線上に存在することから、通行止めを伴う工事が発生する場合は、事前に関係地区や周辺地域住民の理解を得た後に、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の手続きを行い、実施すること。

市道久米桑町線と一体となる申請者所有地内の私道部の東側末端で、市道のみ幅員を絞り込む位置において、一般通過車両等の通行に対する安全対策処置を講じること。

市道久米桑町線と一体となる申請者所有地内の私道部について、車両は市道を跨いで通行することが考えられる。当該市道は通学路となっていることもあり、車両及び歩行者共に安全な交通が確保できるよう、店舗の運営を行っていただき、伊賀市建設部企画管理課と十分な協議を行うこと。なお、今後において、改めてこの私道部を市道へ移管するお考えがある場合は、市の移管条件を満たすことが条件とはなるが、伊賀市建設部企画管理課にて協議を受け付ける。

その他、当意見書に記載していない事項については、令和 3 年 7 月 9 日付伊健企第 794 号「道路工事施工承認書」に記載の承認条件、特記事項を厳守すること。

来客の進入路は国道 422 号線からになるが、この付近は恒常的に車の渋滞が見受けられる。国道 422 号線は三重交通営業路線の上野名張線や市が運行する廃止代替バス、コミュニティバス「にんまる」など多くのバス運行ルートとなっているため、公共交通機関に遅延が発生しないよう誘導対策には十分配慮すること。

## (2) 騒音の発生に係る事項

夜間の来客車両走行音の予測値が基準値を超えている地点があるため、苦情等があった場合には対応すること。

## (3) 廃棄物に係る事項

南側の市道について通行止め等をする場合、ごみの収集場所や収集車の経路がその区域内にあることが考えられるため、事前に協議を行うこと。

(4) その他の事項

水路敷に浄化槽の排水を放流する場合は加工申請を提出すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和4年1月28日から同年2月28日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

**三重県告示第 43 号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和4年1月28日

三重県知事 一見勝之

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 木曾岬弥富停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名郡木曾岬町大字富田子字五の割400番地先から 桑名郡木曾岬町大字富田子字五の割335番1地先まで	旧	7.9~11.7	138.6
	新	9.3~14.6	138.6

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市白山町福田山字落出588番1地先内	旧	4.6~9.5	32.7
	新	9.5~13.0	32.7

**三重県告示第 44 号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和4年1月28日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 166号	松阪市飯高町森字深野129番地先から 松阪市飯高町森字下ふじの下135番1地先まで	令和4年1月28日
県道 蓮峡線	松阪市飯高町森字深野129番地先から 松阪市飯高町森字下ふじの下135番1地先まで	令和4年1月28日

**三重県告示第 45 号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和4年1月28日

三重県知事 一見勝之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	166号	松阪市飯高町森字深野129番地先から 松阪市飯高町森字下ふじの下135番1地先まで

一般国道	368号	伊賀市上之庄字中井1343番4地先内
一般国道	368号	名張市八幡字口入野1300番110地先から 名張市桔梗が丘西二番町二街区63番地先まで
一般国道	368号	名張市八幡字奥入野1248番1地先から 名張市桔梗が丘西二番町二街区63番地先まで
一般国道	368号	名張市蔵持町原出1305番4地先から 名張市蔵持町原出796番9地先まで
県道	伊賀甲南線	伊賀市下柘植柘植川左岸堤防敷地先から 伊賀市下柘植官有無番地先まで

## 2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有制限の開始日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

## 3 占有制限の理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

## 4 占有制限の開始日

令和4年1月28日

公 告
-----

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施について次のとおり公告します。

令和4年1月28日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 予防接種の種類及び対象者の範囲

## (1) 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症

## (2) 対象者

12歳以上の者

なお、予防接種を行うに当たっては、対象者が自らの意思で当該疾病に係る予防接種を希望していることが認められる場合に限り、また、対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認します。ただし、対象者の意思を明確に確認できない場合は、接種を受けることができないものとします。

## 2 予防接種を行う期間

令和4年2月19日から同年3月31日まで

## 3 予防接種を行う場所

四日市大学

三重県四日市市萱生町1200

## 4 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

## (1) 予防接種を受けることが適当でない者

ア 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

イ 明らかな発熱を呈している者

ウ 重篤な急性疾患にかかっている者

エ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分に対し重度の過敏症の既往歴のある者

オ アからエまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

## (2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

- ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
  - イ 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
  - ウ 過去にけいれんの既往のある者
  - エ 抗凝固療法を受けている者及び血小板減少症又は凝固障害のある者
  - オ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
  - カ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (3) 接種後の注意事項
- ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。
  - イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。
  - ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに三重県医療保健部感染症対策課に連絡すること。

---

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施について次のとおり公告します。

令和 4 年 1 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 予防接種の種類及び対象者の範囲
- (1) 予防接種の種類  
新型コロナウイルス感染症
  - (2) 対象者  
12 歳以上の者  
なお、予防接種を行うに当たっては、対象者が自らの意思で当該疫病に係る予防接種を希望していることが認められる場合に限ります。また、対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認します。ただし、対象者の意思を明確に確認できない場合は、接種を受けることができないものとします。
- 2 予防接種を行う期間  
令和 4 年 1 月 30 日から同年 3 月 31 日まで
- 3 予防接種を行う場所  
ツッキードーム  
三重県津市藤方 637 番地
- 4 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項
- (1) 予防接種を受けることが適当でない者
    - ア 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
    - イ 明らかな発熱を呈している者
    - ウ 重篤な急性疾患にかかっている者
    - エ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分に対し重度の過敏症の既往歴のある者
    - オ アからエまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
  - (2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者
    - ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
    - イ 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
    - ウ 過去にけいれんの既往のある者
    - エ 抗凝固療法を受けている者及び血小板減少症又は凝固障害のある者
    - オ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
    - カ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
  - (3) 接種後の注意事項
    - ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。
    - イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに三重県医療保健部感染症対策課に連絡すること。

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施について次のとおり公告します。

令和 4 年 1 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 予防接種の種類及び対象者の範囲

(1) 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症

(2) 対象者

12 歳以上の者

なお、予防接種を行うに当たっては、対象者が自らの意思で当該疫病に係る予防接種を希望していることが認められる場合に限り、また、対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認します。ただし、対象者の意思を明確に確認できない場合は、接種を受けることができないものとします。

2 予防接種を行う期間

令和 4 年 2 月 12 日から同年 3 月 31 日まで

3 予防接種を行う場所

三重県伊勢庁舎

三重県伊勢市勢田町 628 番地 2

4 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることが適当でない者

ア 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

イ 明らかな発熱を呈している者

ウ 重篤な急性疾患にかかっている者

エ 当該疫病に係る予防接種の接種液の成分に対し重度の過敏症の既往歴のある者

オ アからエまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 抗凝固療法を受けている者及び血小板減少症又は凝固障害のある者

オ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

カ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(3) 接種後の注意事項

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。

イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに三重県医療保健部感染症対策課に連絡すること。

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施について次のとおり公告します。

令和 4 年 1 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 予防接種の種類及び対象者の範囲

(1) 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症

(2) 対象者

12歳以上の者

なお、予防接種を行うに当たっては、対象者が自らの意思で当該疫病に係る予防接種を希望していることが認められる場合に限り、また、対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認します。ただし、対象者の意思を明確に確認できない場合は、接種を受けることができないものとします。

2 予防接種を行う期間

令和4年2月7日から同年3月31日まで

3 予防接種を行う場所

国立大学法人 三重大学医学部附属病院  
三重県津市江戸橋2丁目174

4 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることが適当でない者

ア 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの

イ 明らかな発熱を呈している者

ウ 重篤な急性疾患にかかっている者

エ 当該疫病に係る予防接種の接種液の成分に対し重度の過敏症の既往歴のある者

オ アからエまでに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 抗凝固療法を受けている者及び血小板減少症又は凝固障害のある者

オ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

カ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(3) 接種後の注意事項

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。

イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに三重県医療保健部感染症対策課に連絡すること。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和4年1月28日

三重県知事 一見勝之

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
見並 孝司	度会郡玉城町	度会郡玉城町玉川種田233
上田 定雄	度会郡玉城町	度会郡玉城町勝田東のび5454ほか3筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和4年1月28日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、亀山市長から通知がありました。

令和4年1月28日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（公共基準点設置）
- 2 作業期間  
令和4年2月1日から同年3月28日まで
- 3 作業地域  
亀山市北町

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年11月30日に終了した旨、鈴鹿市長から通知がありました。

令和4年1月28日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（公共基準点復元）
- 2 作業地域  
鈴鹿市庄野羽山四丁目

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年11月30日に終了した旨、鈴鹿市長から通知がありました。

令和4年1月28日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（公共基準点復元）
- 2 作業地域  
鈴鹿市国府町

**特定調達公告**

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年1月28日

三重県知事 一見勝之

- 1 委託業務名  
三重県指定難病等医療費助成システムの導入及び運用保守管理業務委託
- 2 担当部局  
三重県津市広明町13番地  
三重県医療保健部健康推進課
- 3 落札者決定日  
令和3年10月6日
- 4 落札者  
三重県津市羽所町700番地アスト津  
富士通 J a p a n 株式会社三重支社
- 5 落札金額  
入札金額 25,000,000 円  
契約金額 27,500,000 円
- 6 決定手続  
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和3年7月26日



次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第5条の規定により公告します。

令和4年1月28日

三重県企業庁長 喜 多 正 幸

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入物品及び数量

三重県企業庁南勢水道事務所導水ポンプ所ほか3施設で使用する電気（予定使用量4,006,500kWh）

##### (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県企業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

##### (3) 使用期間

令和4年4月1日（金）0時から令和5年3月31日（金）24時まで

##### (4) 需要場所

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

##### (5) 業種及び用途

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

##### (6) 供給計画等

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

#### 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

##### (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

##### (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 令和3年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を保有する事業者であること。

オ 小売電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者）であり、かつ供給実績があること。

#### 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

#### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年2月10日（木）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。（※(2)、(3)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書を提出（FAX又はメール可）してください。）

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県企業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) 令和3年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類の写し

なお、新たに令和3年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 供給実績があることを証明する書類(電気の供給実績申告書)
- 5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒519-2181 三重県多気郡多気町相可 1710 番地

三重県企業庁南勢水道事務所経営課 担当 鼎

電話 0598-38-2497 ファクシミリ 0598-38-2946

- (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和4年3月10日(木)まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合は、令和4年2月22日(火)17時までに本システム上で通知を行います。書面による競争入札参加資格確認申請の場合は、令和4年2月22日(火)17時までに通知書を発送します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年3月10日(木)10時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、多気郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年3月10日(木)10時

なお、入札書は令和4年3月1日(火)から同月10日(木)10時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒519-2199 三重県多気郡多気町相可 1066-11

宛 先 多気郵便局留め

受取人 三重県企業庁南勢水道事務所経営課 鼎

案件名 三重県企業庁南勢水道事務所導水ポンプ所ほか3施設で使用する電気 入札書在中

- (7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年3月10日(木)10時30分

場所 三重県多気郡多気町相可 1710 番地

三重県企業庁南勢水道事務所経営課

- (8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札価格は、消費税及び地方消費税を含む金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）としてください。

なお、本システムの入札書提出画面は「税抜価格表示」となっていますので、間違いのないよう税込金額で入札価格を入力してください。

#### イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県企業庁会計規程（平成19年三重県企業庁管理規程第4号。以下「規程」といいます。）第158条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

#### ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額（入札金額をもって契約保証金算出の基礎となる契約金額とみなします。）の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第166条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第166条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県企業庁長が判断した入札者であって、規程第156条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第162条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者となった場合は入札を中止又は延期する場合があります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳

正な措置を講じます。

- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

#### 7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx. 4,006,500kWh) to be used in Dousui Pumping Station and 3 other facilities of Nansei Waterworks Office, Public Utilities Agency, Mie Prefecture

- (2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Friday, April 1, 2022 to 12:00 P.M. on Friday, March 31, 2023.

- (3) Supply place:

Dousui Pumping Station and 3 other facilities

- (4) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Thursday, March 10, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, March 1, 2022 and 10:00 A.M. on, Thursday, March 10, 2022.

- (5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:30 A.M. on Thursday, March 10, 2022.

- (6) Managing Authority :

Nansei Waterworks Office, Public Utilities Agency, Mie Prefecture

1710 Oka, Taki-cho, Taki-gun, Mie, 519-2181, Japan

TEL:0598-38-2497

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---